

## 火災等により発生した罹災ごみの処理について

甲府・峡東クリーンセンターでは、普通世帯の火災等により発生した罹災ごみは、手数料を減免して受け入れることができます（事業所等の火災で発生した廃棄物は減免対象になりません）。

ただし、甲府・峡東クリーンセンターの搬入基準に適合しない場合や、大量のごみを一度に搬入しようとする場合は、ごみの搬入を制限することがあります。

また、搬入手数料の減免を受けるためには、以下の手続きが必要です。

### 1. 甲府・峡東クリーンセンターへの事前協議

甲府・峡東クリーンセンター管理事務所へ事前にご相談ください（可能であれば、搬入する品目の写真等をご持参ください）搬入する物品、搬入量、搬入方法等を確認させていただきます。

※搬入できないものの例

瓦、大きな木材（長さ1 m以上、太さ15 cm以上のもの）、コンクリートブロック、タイル、断熱材、自動車・バイク（部品含む）、タイヤ、バッテリー、耐火金庫、浴槽 等

※詳しくは、甲府・峡東クリーンセンター ごみ・資源受入れ区分表（<https://www.kofu-kyotojimukumiai.jp/citizen/12>）をご参照ください。

### 2. 罹災証明書の発行

消防署にて罹災証明書発行の手続きを行ってください。

### 3. 申請書の提出

甲府・峡東クリーンセンターに搬入する際は、罹災証明書の写しと一般廃棄物処理手数料減免申請書（必要事項を記入したもの）を持参し、甲府・峡東クリーンセンター管理事務所に提出し、受付をしてください。

※記載内容に問題がなければ、申請書の写し及び一般廃棄物搬入申請書（減免用）をお返しします。

### 4. 罹災ごみの搬入

甲府・峡東クリーンセンター計量受付時に「罹災ごみである」旨を伝え、受付済の一般廃棄物処理手数料減免申請書の写し及び一般廃棄物搬入申請書（減免用）を提示してください。（搬入が複数回ある場合も、その都度申請書の写しの提示が必要です。）

### 5. 荷下ろし

各置場にご自身で荷下ろしをお願いします。（その際、甲府・峡東クリーンセンターの搬入基準に適合しないごみが発見された場合、お持ち帰りをお願いする場合があります。）

【受入場所】 甲府・峡東クリーンセンター（笛吹市境川町寺尾1440番地1）

Tel 055-266-7744

【受入時間】 8：30～12：00、13：00～17：00（日曜・祝日・年末年始等を除く）

【搬入する際必要なもの】

- ・本人確認ができるもの（自動車運転免許証等）
- ・受付済の一般廃棄物処理手数料減免申請書の写し
- ・一般廃棄物搬入申請書（減免用）